

別紙 1 業務委託料の支払について

1 委託料の構成

委託料の構成は、要求水準書に定める対象業務に係る費用のとおりとする。

2 委託料の算定方法及び支払時期

委託料の算定方法及び支払時期は、次のとおりとする。

なお、各支払時期において、消費税及び地方消費税の額を加算して支払うものとする。

算定方法（支払時期）

■ 各支払時期（月毎払）の支払金額

= [委託期間中の費用の合計提案金額] ÷ 支払回数（初年度 1 回 + 年 12 回 × 17 年）

ただし、1 円未満の端数が生じたときは、各年度の最後の支払月で調整する。

3 各年度における委託料の支払予定額

各年度における委託料の支払予定額は、次表のとおりとする。

令和 9 年度					
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
円	円	円	円	円	円
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
円	円	円	円	円	円
令和 10 年度					
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
円	円	円	円	円	円
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
円	円	円	円	円	円
令和 11 年度					
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
円	円	円	円	円	円
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
円	円	円	円	円	円
令和 12 年度					
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
円	円	円	円	円	円
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
円	円	円	円	円	円
令和 13 年度					
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
円	円	円	円	円	円
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
円	円	円	円	円	円
令和 14 年度					
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
円	円	円	円	円	円
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
円	円	円	円	円	円

令和 15 年度					
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
円	円	円	円	円	円
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
円	円	円	円	円	円
令和 16 年度					
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
円	円	円	円	円	円
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
円	円	円	円	円	円
令和 17 年度					
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
円	円	円	円	円	円
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
円	円	円	円	円	円
令和 18 年度					
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
円	円	円	円	円	円
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
円	円	円	円	円	円
令和 19 年度					
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
円	円	円	円	円	円
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
円	円	円	円	円	円
令和 20 年度					
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
円	円	円	円	円	円
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
円	円	円	円	円	円
令和 21 年度					
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
円	円	円	円	円	円
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
円	円	円	円	円	円
令和 22 年度					
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
円	円	円	円	円	円
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
円	円	円	円	円	円
令和 23 年度					
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
円	円	円	円	円	円
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
円	円	円	円	円	円

令和 24 年度					
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
円	円	円	円	円	円
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
円	円	円	円	円	円
令和 25 年度					
4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
円	円	円	円	円	円
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
円	円	円	円	円	円

4 賃金の変動の確認

- (1) 賃金の変動については、次の式により算定する改定率（以下「改定率という。」）により確認する。

改定率=毎年9月1日時点で公表されている最新の指数/前回改定時の指数（一度も改定がされていない場合は、令和7年3月時点の指数を用いる。）

ただし、改定率に小数点第4位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

- (2) 改定率の算定として用いる指数は、次表のとおりとする。ただし、市場の変動等により、改定率として用いる指数が実態に整合しなくなった場合には、受注者と発注者で協議を行い、変更するものとする。

改定率の算定に用いる指数
「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）
・時系列第1表 賃金指数
・一般労働者
・調査産業計のうち現金給与総額

- (3) 受注者は改定率について、変動の大小や正負に関わらず、令和9年度以降、毎年9月30日までに書面により報告しなければならない。

5 賃金の変動による委託料の変更

発注者は前項第3号の報告により改定率の増減が1.5%を超過することを確認した場合は、受注者と協議の上、次式のとおり翌年度以降の委託料を変更するものとする。

なお、一度も改定されていない場合には、前回改定時の委託料は、契約締結時の委託料と読み替える。

$$\text{変更後の委託料} = \text{前回改定時の委託料} \times (100 \pm \text{改定率}) / 100$$

別紙2 モニタリング

1 モニタリング

発注者は、委託期間中、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）の趣旨に準じて選定された受注者が、本運転管理業務委託契約に定められた本業務の要求水準が満たされているかについて確認する。

(1) モニタリング実施計画及びセルフモニタリング業務計画書の作成

発注者は、受注者と協議を行い、モニタリング実施計画を作成する。また、受注者は、モニタリング実施計画に基づき、各本業務のセルフモニタリング業務計画書を運転管理業務着手の90日前までに作成し、発注者の確認を受ける。

(2) モニタリング体制

モニタリングは、①受注者によるセルフモニタリング、②発注者によるモニタリングで構成される。

① 受注者によるセルフモニタリング

受注者は、自らが作成したセルフモニタリング業務計画書に基づき、本業務の実施状況が要求水準を遵守しているかについて、セルフモニタリングを行う。

② 発注者によるモニタリング

発注者によるモニタリングは、受注者によるセルフモニタリングの結果を踏まえ、受注者から提出された書類等を用いて、書面か会議体の報告をもとにモニタリングを行う。発注者が必要と判断した場合は、発注者は現場確認を行う場合がある。

(3) モニタリングの費用負担

セルフモニタリングに係る費用は、受注者が負担する。

(4) モニタリングの方法

ア モニタリングの確認方法

運転管理業務のモニタリングは、書類による確認、会議体による確認、現場確認の3つの確認方法によって行う。各確認方法について、以下に示す。

(ア) 書類による確認

受注者は、運転管理業務の遂行状況及び本運転管理業務委託契約の履行状況を自ら確認のうえ、表1 に示す提出書類を発注者に提出して確認を受ける。また、受注者が必要と判断する書類についても、発注者に提出して確認を受ける。

表 1 運転管理業務のモニタリングに係る書類

No	提出書類	概要
1	運転管理業務の要求性能確認計画書	要求水準書及び提案書の内容を示したもの
2	セルフモニタリング業務計画書 (運転管理業務)	セルフモニタリングの実施体制や報告内容、提出時期等を示したもの
3	年間業務計画書	1 年間に実施する運転管理業務の内容について示したもの
4	月間業務計画書	1 カ月間に実施する運転管理業務の内容について示したもの
5	年間運転管理業務報告書	当該年に実施した運転管理業務報告書
6	月間運転管理業務報告書	当該月に実施した運転管理業務報告書
7	業務日報	毎日の業務の実施状況
8	セルフモニタリング結果報告書 (運転管理業務)	月毎に実施する運転管理業務に係るセルフモニタリング報告書

(イ) 会議体による確認

発注者と受注者は、表2に示す会議体を設置する。発注者はこれらの会議体の開催を通じて、業務の遂行状況及び本運転管理業務委託契約の履行状況、課題等を確認し、対応方針について受注者と協議を行う。

なお、発注者又は受注者が必要と認める場合は、発注者と受注者は以下の会議体によらず、随時、別途会議体を設けるものとする。

受注者は会議体のほか、発注者がモニタリングについての説明等を行う場合、発注者に必要な協力を行うものとする。

表 2 会議体による確認

会議体名	概要
年度事業報告会	事業の結果、次年度事業計画等の報告・確認を行う会議
月例報告会	毎月定期的に業務の遂行状況等の報告・確認を行う会議

(ウ) 現場確認

書類及び会議体における確認の結果、発注者が必要と判断した場合又は受注者が現場確認を要請した場合、発注者は現場確認を行う場合がある。受注者は、発注者の現場確認に必要な協力を行う。

イ モニタリングの実施方法

(ア) 日常モニタリング

日常モニタリングにおける受注者及び発注者の作業内容は以下のとおりとする。

ただし、モニタリング方法についての詳細は、本運転管理業務委託契約の締結後に策定するモニタリング実施計画において確定する。

表 3 日常モニタリング

受注者	発注者
・ 日常業務の実施に関するセルフモニタリングを行い、その結果に基づき、業務報告書（日報）を作成する。 ・ 業務報告書（日報）を発注者へ提出する。	・ 業務報告書（日報）の内容を確認する。

(イ) 定期モニタリング

定期モニタリングにおける受注者及び発注者の作業内容は以下のとおりとする。
ただし、モニタリング方法についての詳細は、本運転管理業務委託契約の締結後に策
定するモニタリング実施計画書において確定する。

表 4 定期モニタリング

受注者	発注者
・業務報告書（日報）及びその他の報告事項を取りまとめ、業務報告書（月報、年報）等を作成する。 ・業務報告書（月報、年報）等を発注者へ提出する。 ・モニタリング結果の公表について、発注者へ協力する。	・業務報告書等の内容を確認し、業務実施状況の評価を行い、評価結果を受注者へ通知（通知までの日数は発注者と受注者で協議のうえ決定）する。 ・モニタリング結果について対外的に公表する。

(ウ) 随時モニタリング

随時モニタリングにおける受注者及び発注者の作業内容は以下のとおりとする。
ただし、モニタリング方法についての詳細は、本運転管理業務委託契約の締結後に策
定するモニタリング実施計画において確定する。

表 5 随時モニタリング

受注者	発注者
・適宜、発注者からの説明要求の対応を行う。 ・適宜、現場立会いの対応を行う。	・定期モニタリングの他に、必要に応じて、施設巡回、業務監視、受注者に対する説明要求及び現場立会い等を行う。この結果については、定期モニタリングの結果に反映する。

(5) 契約内容未達の場合の措置

発注者は、本業務のモニタリング実施計画に従って実施されたモニタリングの結果、本施設の利用可能性が確保されていない場合又は要求水準書又は提案書の内容を達成していないことが確認された場合は、受注者に対し、是正勧告又は是正命令その他の措置を行い、運転管理業務を担う者の変更、委託料の減額又は本運転管理業務委託契約の解除の措置を行うことができる。

なお、要求水準書又は提案書の内容を達成していないことが確認された場合、発注者は、その内容に応じて受注者にペナルティポイントを科し、その累積により委託料を減額する。また、ペナルティポイントの設定については、発注者が決定する。

別紙 3 契約内容未達の場合の措置

1 契約内容未達の場合の措置

(1) 是正レベルの認定

発注者は、運転管理業務モニタリングの結果、契約内容未達と判断される事業が発生した場合、是正レベルを認定し、受注者に通知するとともに、発注者と受注者は是正に向けた協議を開始する。

是正レベルの認定の一例を以下に示す。

表 1 是正レベルの認定

是正レベル	内容
レベル 1	● 本運転管理業務委託契約に規定する水準及び仕様の下記に示す軽微な違反等の場合 ・水道水の供給に問題ない状態であるが、施設の一部又は機能の一部が使用できない。 ・提出書類の不備 ・関係者への連絡不備
レベル 2	● 本運転管理業務委託契約に規定する水準及び仕様の下記に示す軽微な違反の場合 ・発注者職員等への対応不備 ● 以下の業務について、契約内容を達成できない場合 ・清掃業務 ・消耗品の交換及び管理業務
レベル 3	● 以下の業務について、契約内容を達成できない場合（レベル 4 及び 5 に該当する場合を除く。） ・運転管理業務 ・保安業務 ・安全衛生管理業務 ・災害・事故体制業務 ・維持管理業務 ・後任者への引継ぎ業務 ● 発注者への連絡を故意に行わない場合 ● 提出書類を発注者の事前の承認を得ないで変更した場合 ● 本運転管理業務委託契約に規定する水準及び仕様の下記に示す違反等の場合 ・維持管理体制の不備
レベル 4	● 受注者の安全措置の不備による人身事故が発生した場合 ● 提出書類に虚偽記載があった場合 ● 発注者からの指導・指示に従わない場合
レベル 5	● 関係法令に違反した場合

(2) 契約内容未達の場合の措置

発注者は、運転管理業務において実施されたモニタリングの結果、契約内容未達となった場合、以下の措置を行うものとする。

ア 注意

発注者は、契約内容未達が是正レベル1 に該当すると認定した場合、受注者に対して、当該状況の是正を行うよう注意を与えるものとする。

受注者は、発注者から注意を受けた場合、速やかに是正措置を行うこととする。

イ 是正指導

発注者は、上記アの是正が行われていると認められない場合、又は契約内容未達が是正レベル2 に該当すると認定した場合、受注者に対して、当該状況の是正指導を行うものとする。

受注者は、発注者から是正指導を受けた場合、発注者との協議を踏まえて是正対策と是正期限について定めた是正計画を作成し、発注者の承諾を得て策定するものとする。

受注者は、当該計画に基づき、是正措置を行うこととする。

発注者は、当該計画に定めた是正期限の到来又は受注者の是正指導への対応完了の通知を受けて随時モニタリングを行い、当該是正が行われたか確認する。

ウ 是正勧告

発注者は、上記イの是正が行われていると認められない場合、又は契約内容未達がレベル3 に該当すると認定した場合、受注者に対して、是正勧告を行うものとする。

受注者は、発注者から是正勧告を受けた場合、発注者との協議を踏まえて是正対策と是正期限について定めた是正計画を作成し、発注者の承諾を得て策定するものとする。

受注者は、当該計画に基づき是正措置を行うこととする。

発注者は、当該計画に定めた是正期限の到来又は受注者の是正勧告への対応完了の通知を受けて随時モニタリングを行い、当該是正が行われたか確認する。なお、是正勧告については、発注者が必要と判断した場合、その内容を公表することができる。

エ 警告

発注者は、上記ウの是正が行われていると認められない場合、又は契約内容未達がレベル4 に該当すると認定した場合、受注者に対して、警告するものとする。

受注者は、発注者から警告を受けた場合、発注者との協議を踏まえて是正対策と是正期限について定めた是正計画を作成し、発注者の承諾を得て策定するものとする。

受注者は、当該計画に基づき是正措置を行うこととする。

発注者は、当該計画に定めた是正期限の到来又は受注者の警告への対応完了の通知を受けて随時モニタリングを行い、当該是正が行われたか確認する。なお、警告については、発注者が必要と判断した場合、その内容を公表することができる。

オ 是正命令

発注者は、上記エの是正が行われていると認められない場合又は契約内容未達がレベル5 に該当すると認定した場合、受注者に対して、命令するものとする。この場合、発注者は、受注者に当該是正対象の行為を即座に中止するよう指示することができる。

受注者は、発注者の指示に従うとともに、是正が行われていると認められない理由書及び発注者との協議を踏まえて是正対策と是正期限について定めた是正計画を作成し、発注者の承諾を得て策定するものとする。受注者は、当該計画に基づき是正を行う。なお、命令については、発注者が必要と判断した時、その内容を公表することができる。

カ 運転管理業務を担う者の変更

発注者は、受注者が行う運転管理業務の結果が以下のいずれかに該当する場合は、運転管理業務の実施を担う者の変更を受注者に請求することができる。

- ・発注者の是正命令によっても、改善が確認できなかった場合
- ・連続する2回の月において減額が行われた場合

なお、委託料の支払対象期間の途中で運転管理業務を行う者を変更した場合であっても、当該期間中のペナルティポイントの計上は継続し、合計したペナルティポイント

に応じて支払の減額又は留保の措置を行う。また、運転管理業務の実施を担う者の変更については、発注者が必要と判断した時、その内容を公表することができる。

キ 契約解除

連続する4回の月を超えて減額が行われた場合又は運転管理業務を担う者の変更に応じない場合は、発注者は受注者に通知することにより、通知の日から起算して6カ月以内に本契約を解除することができる。ただし、受注者の責に帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

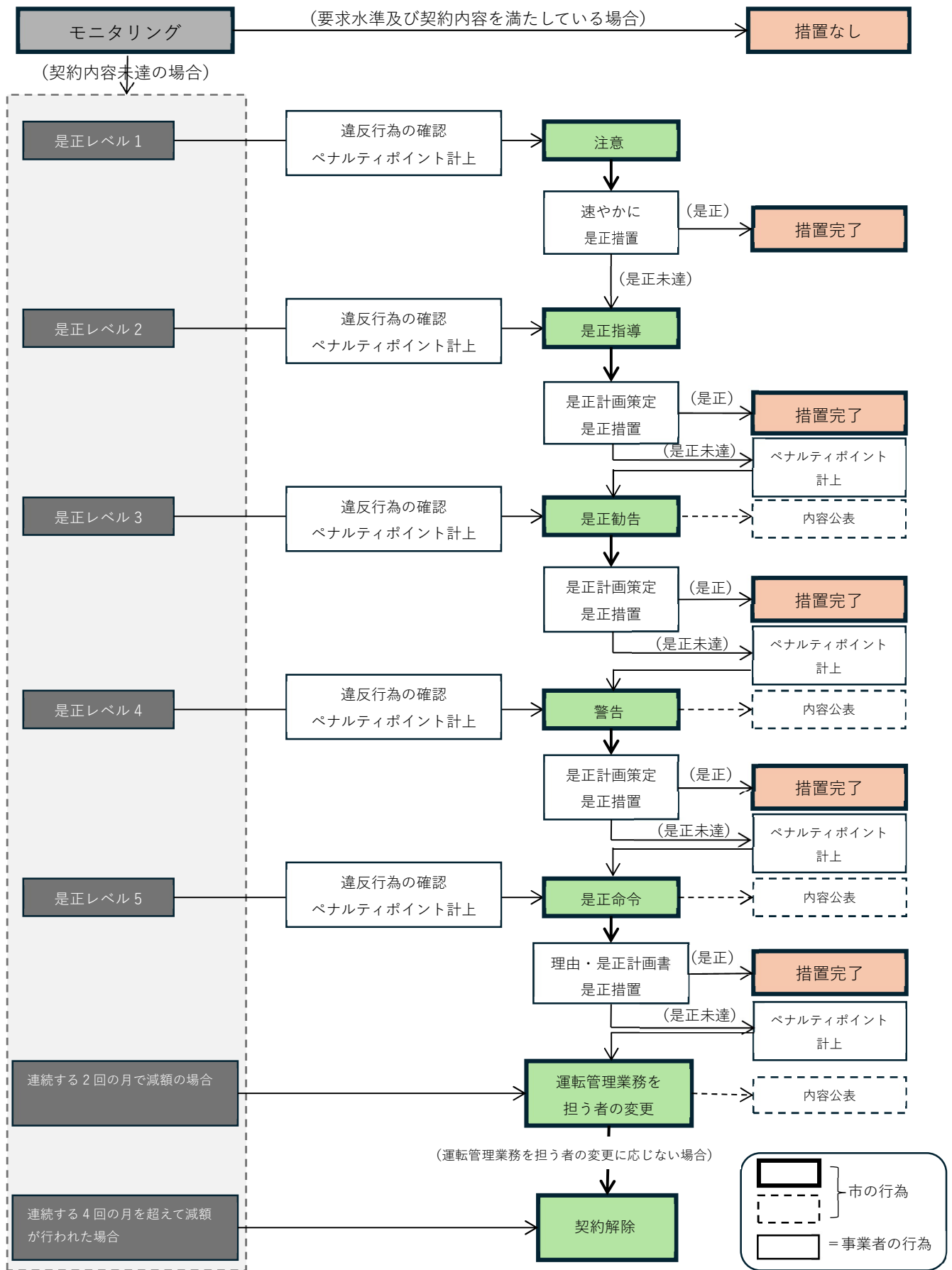


図 1 ペナルティポイントの計上

(3) 減額措置

ア 基本的な考え方

発注者は、受注者の行う運転管理業務が要求水準書に規定する水準又は受注者が提案した水準を満たしていないと判断される事象が発生した場合（以下「違反行為」という。）には、委託料を減額する。

委託料の減額は、ペナルティポイントの累積に応じて行われ、ペナルティポイントは、以下の考え方を基本として表2 ペナルティポイントの計上により算定する。

- ・発注者が違反行為を確認した時点でペナルティポイントを科す。
- ・発注者が是正の勧告及び命令を出したにもかかわらず、改善されない場合にはさらに重いペナルティポイントを科す。
- ・同じ違反行為を繰り返した場合には、重いペナルティポイントを科す。
- ・違反の程度が軽い場合（ペナルティポイントが2P以下）には減額せず、委託料を留保することがある。

イ ペナルティポイントの計上

発注者は受注者に対し、違反行為があった場合に下表に基づいてペナルティポイントを計上する。

表2 ペナルティポイントの計上

レベル	違反行為の確認	是正指導後、改善が認められないと判断した場合	是正勧告後、改善が認められないと判断した場合	警告後、改善が認められないと判断した場合	是正命令後、改善が認められないと判断した場合
1	1P	2P	3P	4P	5P
2	2P	4P	6P	8P	10P
3	3P	—	9P	12P	15P
4	5P	—	—	16P	20P
5	6P	—	—	—	30P

なお、減額の対象となる事象が発生した場合で、その事象と同じ事象が発生時点から起算して過去3年間以内に起こっていた場合、ペナルティポイントは、上記の表に記載した各ペナルティポイントを2倍し、計上する。

ウ 委託料の減額又は留保

発注者は、モニタリングの結果を踏まえ、当月のペナルティポイントを確認する。発注者のモニタリングが終了しペナルティポイントがある場合は、受注者にペナルティポイントを通知する。

委託料の支払（ペナルティポイント確定分）に際しては、1カ月分のペナルティポイントの合計を計算し、次表に従いサービス対価を減額するか又は改善が確認できるまで留保する。減額又は留保する場合には、翌月の支払月の委託料の支払額を受注者に通知する。

なお、留保した場合の支払は、発注者が改善を確認した後、直近で支払われる委託料に加算する。この場合、留保相当額に対する利息は付さない。

表 3 委託料の減額又は留保

1カ月のペナルティポイントの合計	減額又は留保	委託料の減額又は留保の割合
3P 以上	減額	1 ポイントにつき、0.1%
1～2P	留保	1 ポイントにつき、0.1%

エ ペナルティポイントを計上しない場合

減額の対象となるレベル1からレベル5の状態が認められたとしても、明らかに受注者の責めに帰さない事由による場合又は、やむを得ないと発注者が認める原因により減額の対象となる事象が生じた場合で、事前に受注者から発注者に連絡があった場合は、ペナルティポイントを計上しない。

オ 委託料の支払後に減額が判明した場合の対応

委託料の支払後に、運転管理業務報告書に虚偽の記載のあることが判明する等支払の根拠を失った場合、発注者は、本来支払うべき委託料を計算し直し、すでに受注者に支払った額との差額を次回支払う委託料から差し引く。

この場合、本来支払うべき委託料とすでに受注者に支払った額との差額について、発注者が受注者に支払った日から、発注者が差額を差し引くまでの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（1年を365日とする日割り計算とする。）の損害金を加えて差し引くものとする。

【算定例 1】受注者から提出される日報に関して不備が多く、発注者から受注者に対して「注意」を与えた。その後、書類の不備が改善されたため「注意」を与えた事項については是正されたものと認めた。

ペナルティポイントの計上

項目	内容・結果	ペナルティポイント
違反行為の確認	提出書類の不備（レベル 1）	1P
注意	是正措置が完了	-
是正勧告	-	-
警告	-	-
是正命令	-	-
計	-	-

留保金額の算定

項目	内容	
ペナルティポイントの合計	①	1P
留保割合	②	0.1%
月毎の委託料（想定）	③	25,000 千円/月
留保金額	④=①×②×③	25 千円

【算定例 2】清掃によって排出されるゴミ等の処理を怠ったため、発注者から受注者に対して「是正指導」を与えた。その後、受注者は是正計画を策定し是正措置を履行した。しかし、同月に同様の事例が発生したため、発注者は受注者に対して「是正勧告」を与えた。その後、改善が確認されたため「是正勧告」を与えた事項については是正されたものと認めた。

※同月に同様の違反行為を行った場合は、同月に実施した違反行為に対する改善が認められないと判断する。

ペナルティポイントの計上

項目	内容・結果	ペナルティポイント
違反行為の確認	清掃業務の未達（レベル 2）	2P
是正指導	是正措置が完了	-
違反行為の確認（2 回目）	是正指導の改善が認められず、是正未達	4P
是正勧告	是正措置が完了	-
警告	-	-
是正命令	-	-
計	-	6P

減額金額の算定

項目	内容	
ペナルティポイントの合計	①	6P
減額割合	②	0.1%
月毎の委託料（想定）	③	25,000 千円/月
減額金額	④=①×②×③	150 千円

【算定例 3】中央監視室の人員が 1 名となる時間帯が確認されたため、発注者から受注者に対して「是正勧告」を与えた。その後、受注者は是正計画を策定し是正措置を履行した。しかし、同月に同様の事例が発生したため、発注者は受注者に対して「警告」を与えた。その後、改善が確認されたため「警告」を与えた事項については是正されたものと認めた。

※同月に同様の違反行為を行った場合は、同月に実施した違反行為に対する改善が認められないと判断する。

ペナルティポイントの計上

項目	内容・結果	ペナルティポイント
違反行為の確認	運転管理業務の未達（レベル 3）	3P
是正指導	－	－
是正勧告	是正措置が完了	－
違反行為の確認（2 回目）	是正勧告の改善が認められず、是正未達	9P
警告	是正措置が完了	－
是正命令	－	－
計	－	12P

減額金額の算定

項目		内容
ペナルティポイントの合計	①	12P
減額割合	②	0.1%
月毎の委託料（想定）	③	25,000 千円/月
減額金額	④=①×②×③	300 千円

【算定例 4】浄水施設の機械・電気に異常が発生したにもかかわらず、発注者に報告をせず施設を緊急停止したため、発注者から受注者に対して「是正勧告」を与えた。その後、受注者は是正計画を策定し是正措置を履行した。改善が確認されたため「是正勧告」を与えた事項については是正されたものと認めた。

ペナルティポイントの計上

項目	内容・結果	ペナルティポイント
違反行為の確認	運転管理業務の未達（レベル 3）	3P
是正指導	－	－
是正勧告	是正措置が完了	－
警告	－	－
是正命令	－	－
計	－	3P

減額金額の算定

項目		内容
ペナルティポイントの合計	①	3P
減額割合	②	0.1%
月毎の委託料（想定）	③	25,000 千円/月
減額金額	④=①×②×③	75 千円

【算定例 5】ハッキング、ウィルスにより通信システムが障害を負い、復旧が完了するまでシステムを停止することとなった。その後、通信システムの障害について調べた結果、発注者の使用する OA 機器が原因であることが判明した。

ペナルティポイントの計上

今回の事例は、発注者の使用する OA 機器が原因のため、受注者の責めに帰さない事由によるものであると認定し、ペナルティポイントを計上しない。

別紙 4 法令の変更による費用の負担割合

法令の変更による費用の負担割合は、次のとおりとする。

項目	発注者負担割合	受注者負担割合
①運転管理業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等の変更の場合	100%	0%
②①以外の法令等の変更の場合	0%	100%

なお、①の運転管理業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令とは、特に運転管理業務に関する事項を類型的又は特別に規定することを目的とした法令を意味するものとし、受注者に対して一般に適用される法令の変更は含まれないものとする。

ただし、既存の租税についての税率の変更又は新たな税が設置された場合については、以下のとおりとする。

項目	発注者負担割合	受注者負担割合
①運転管理業務の内容にかかわらず、法人の利益に関する税制の変更又は新設の場合	0%	100%
②消費税・地方消費税に関する税制の変更又は新設の場合	100%	0%